

県教委、再度の通知発出！

高教組の要望を受けて、臨時講師→正規採用の年金の取り扱いを改める！

3月24日、県教委は平成31年(2019年)と令和2年(2020年)4月に臨時講師から正規採用になった教職員の3月分の社会保険料(年金)取り扱いに関する通知を出しました。これは、高教組が日本年金機構本部の指導を踏まえた要望書を3月22日に提出したことによるものです。急な通知で混乱されている方もいると思いますが、高教組速報No.11でもお知らせしたように、将来の年金受取額に大きく影響しますので、期日までに移行の手続きをしましょう。尚、この通知では平成31年4月採用の方を対象としています。これは請求期限の問題もあり、ここを急ぐ必要があるからです。令和2年4月採用の方はしばらくお待ちください。

臨時講師の年金問題、全面解決へ

県教委は臨時講師の2020年3月分の厚生年金と協会けんぽ(健康保険)の掛け金を負担しませんでした。これは、公立学校共済組合に加入する際の手続きとして、平成26年度から行っていた臨時講師から正式採用になった際の取り扱いと同じように整理したことによるものです。

高教組が違法性を指摘した結果、県教委は非を認め、臨時講師から臨時講師2020年3月分の社会保険料のかけなおすことになりましたが、臨時講師から正式採用になった教職員の分に関しては、見直さないという姿勢でした(速報No.11)。しかしこのやり方は間違っていると日本年金機構本部からの指導を受けたのです(速報No.12)。高教組も要望書を提出し、その結果、直近2年で臨時講師から正規採用になった教職員の2019年3月分と2020年3月分の厚生年金と協会けんぽ掛け金を遡って労使折半で掛け直すこととなりました。しかし、大半の人が2019年3月分と2020年3月分の医療保険の掛け金を払っていないため、その分を支払う必要があります。自己負担分が発生しますが、年金の積立額は3倍になり、将来の年金給付額が増えることとなります。

意向確認書の留意事項について

(1) 平成31年3月分の社会保険料本人負担分を後日徴収することについて

2019年3月分の国民年金+医療保険を負担していた対象者は、ほぼ自己負担なしで社会保険に切り替えられます。2019年3月分の国民年金のみ負担していた対象者(医療保険は未払い)は、自己負担ありで社会保険に切り替えられます。

(2) 平成31年3月に国民年金保険料を納付された方は年金加入期間に影響はないとしてしていることについて

移行しなくても加入期間に影響はないとありますが、積み立てる年金額は16,400円のみとなり、大幅な減額となります(移行した場合の積立額は約52,000円)。労働者本人に不利益があることを知りながら、見かけ上の自己負担額が減ることを理由に、社会保険へ入らないことを勧めるというのは、まるでブラック企業です。

No image

3月22日要望書を手交する達坂書記長(右)

移行しないと将来の年金は減ります。対象者は必ず移行手続きを！

高教組速報

2020 No.13 2021.3.25

青森県高等学校・障害児学校教職員組合

e-mail: aokokyos@olive.ocn.ne.jp